

公 示 日：2025 年 4 月 9 日（水）

調達管理番号：25a00068

国 名：タイ国

担 当 部 署：社会基盤部 都市・地域開発グループ 第三チーム

調 達 件 名：タイ国電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査（G 空間情報）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：G 空間情報
- （2）格 付：3 号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2025 年 5 月下旬から 2025 年 7 月中旬
- （2）業務人月：1.30
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
6 日 21 日 6 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （3）提 出 期 限：2025 年 4 月 23 日（水）（12 時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 5 月 13 日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 26 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 30 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	G 空間情報に係る各種調査
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

電子基準点とは、GNSS(Global Navigation Satellite System：全地球航法衛星システム)からの位置情報に関する電波を連続的に受信する基準点のことである。電子基準点網が統合的に管理・運用され、データセンターにおいて電子基準点網からの正確な位置情報や補正情報が適切に解析・配信されることにより、地球上の位置や標高等を正確に測定すること(高精度測位)が可能となる。これにより、正確な位置情報を活用したインフラ整備(i-construction)や農業機械の自動運転、さらに自動運転技術を活用した産業振興等の効果が期待されている。

タイでは、複数の政府機関が電子基準点を整備していたが、「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」により国家データセンター(NCDC)の構築と電子基準点網の統合が達成された。ただし、NCDCからの配信データを含む、G 空間情報の官民での利活用が進んでいないことが課題となっている。

この状況において、タイ政府は、G 空間情報の利活用を促進すべく、タイ市場ニーズに基づいたデータ品質の改善と日タイ企業協働での事業の実施を試行する本事業がタイ政府から我が国へ要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備業務(2025年5月下旬～2025年6月上旬)
 - ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、JICA 社会基盤部の方針を確認した上で、タイ側関係機関(C/P 機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
 - ② 他の調査団員が行う、日本国内でタイにおける G 空間情報を用いたビジネスに関心を持つと思われる企業のリスト作成と日タイ共同で実施す

るビジネスアイデアの検討に、技術的知識の共有などを行い協力する。

- ③ G 空間情報に関するタイの現状に関して、調査を行う。特に、測位や地理空間情報の品質（精度を含む）やそれらの使用状況を調査する。
- ④ G 空間情報に関する地域セミナー（東南アジア地域を対象とすることを想定。日本とタイの本分野における知見をこの地域に拡大することを目的とする）の形式や体制について検討を行い、タイ側に示す案を作成する。
- ⑤ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務（2025 年 6 月中旬～2025 年 7 月上旬）

- ① JICA タイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア） G 空間情報に関する関連各組織の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する情報をアップデートする。
 - (b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。
 - (c) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
 - (d) 国家データセンターに対する関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づきアップデートする。
 - イ） 国家データセンターの配信データの状況を調査し把握する。
 - (a) 国家データセンター及び類似のセンターで配信されているデータの使用資格・使用状況及び品質に関して実態を調査する。
 - (b) 関係する全組織の電子基準点の運営・維持管理に関する状況（計画及び実態）を調査し取り纏める。
 - (c) データの品質に関して、他団員と行う民間企業へのヒアリング結果も踏まえながら、戦略的使用（事業、分析、意思決定にタイムリーに供される使用）にもたらず具体的な価値の視点で評価し、課題をその有無・軽重も含めて洗い出す。

ウ) 他団員が必要に応じて実施する、現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集に協力する。(トライアルのビジネス内で活用することが想定される技術を持つタイの企業が存在する場合にこの情報収集を行うことを想定している)

- ④ 他団員が行う、タイの民間企業における G 空間情報の利用に関する情報の収集に、担当分野の知見を用いて協力する。
- ⑤ 国内業務において作成した地域セミナーの案に関して、収集した情報をもとにアップデートし、タイ側関係機関に説明を行う。
- ⑥ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。

ア) タイ側からの意見について、担当分野の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。

- ⑦ 担当分野に係る PDM 案、P0 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA タイ事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2025 年 7 月上旬～2025 年 7 月中旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 他の団員が実施するトライアル事業案の本邦企業への報告に同席し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ③ PDM 案、P0 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ④ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (和文)

2025 年 7 月 18 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 6 月 15 日～7 月 5 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 都市交通戦略（JICA）

ウ) 評価分析／ジェンダー（JICA が別途契約するコンサルタント）

エ) イノベーションエコシステム（JICA が別途契約するコンサルタント）

オ) G 空間情報（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA タイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舎手配：なし

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなる可能性があります。）
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第三チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

依頼メール件名：「資料送付依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

- ・ 要請書
- ・ 案件調査票

本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ タイ国 電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト 業務完了報告書（JICA 報告書 PDF 版(JICA Report PDF)）

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上